三　浦　市　の　人　事　行　政　の　運　営　等　の　状　況

1　総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区　分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳　出　額 A	実質収支	人　件　費 B	人件費率 B／A	(参考)前年度の 人件費率
令和4年度	41,297 人	19,309,575 千円	534,761 千円	2,920,157 千円	15.12%	14.90%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区　分	職員数 A	給　与　費			
		給料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B
令和4年度	285 人	1,114,565 千円	337,936 千円	453,780 千円	1,906,281 千円

(参考)1人当たり給与費 B／A	(参考)前年度の 1人当たり給与費
6,689 千円	6,526 千円

(注)1　職員手当には退職手当を含みません。
　　2　職員数は、令和4年4月1日の人数です。
　　3　給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれていますが、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況

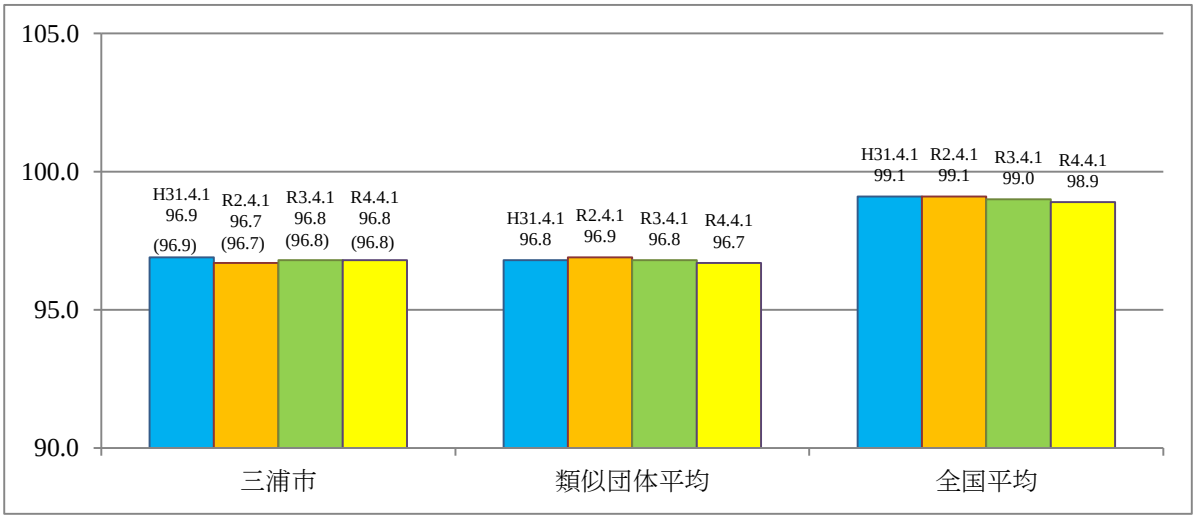

(注)1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数をいいます。
　　2　()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
(補正前のラスパイレス指数×(1＋三浦市の地域手当支給率)／(1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出します。)
　　3　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

（4） 給与制度の総合的見直しの実施状況について

制度概要

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し　　【平成27年4月1日付け実施】

一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえて、平均1.6％引下げました。
また、激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施しました。

② 地域手当の見直し　　【国基準6％に対し、三浦市においても6％を支給】

平成27年4月1日より実施しています。
地域手当支給率については、段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年3月31日時点で3％となっていましたが、平成28年4月1日以降は国基準である6％を支給しています。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当については、国と同様に見直しを実施しました。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1） 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

① 一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
三浦市	44.1 歳	323,341 円	443,806 円	372,302 円
神奈川県	42.9 歳	321,965 円	429,304 円	381,122 円
国	42.4 歳	322,487 円	－	404,015 円
類似団体	42.5 歳	315,462 円	375,268 円	341,024 円

② 税務職（総務部税務課の職員）

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
三浦市	35.8 歳	280,506 円	400,937 円	315,502 円
国	42.0 歳	352,263 円	－	428,330 円
類似団体	38.6 歳	288,295 円	363,639 円	307,373 円

③ 医師職（市立病院の医師）

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
三浦市	50.8 歳	558,794 円	1,321,124 円	677,219 円
国	53.5 歳	511,570 円	－	839,896 円
類似団体	45.8 歳	524,976 円	1,166,725 円	695,816 円

④ 医療技術職（市立病院の薬剤師･検査技師等）

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
三浦市	37.2 歳	272,981 円	352,029 円	314,241 円
国	46.5 歳	313,583 円	－	357,899 円

⑤ 看護保健職（助産師･保健師･看護師及び准看護師）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
三浦市	40.9 歳	286,689 円	399,743 円	334,522 円
国	47.8 歳	321,176 円	－	360,574 円
類似団体	41.8 歳	303,087 円	358,757 円	317,711 円

⑥ 技能労務職（技能労務職給料表適用職員）

区 分		公務員					民間			参考
		平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A／B
三 浦 市		49.9 歳	29 人	281,310 円	323,880 円	312,632 円	－	－	－	－
	清掃作業員	53.4 歳	18 人	296,506 円	338,398 円	328,336 円	廃棄物処理業従業員	47.0 歳	306,000 円	1.11
	学校給食ﾎﾞｲﾗｰ	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	自動車運転手	－	－	－	－	－	自家用自動車運転者	63.9 歳	233,400 円	－
	その他	44.3 歳	11 人	256,445 円	300,123 円	286,935 円	－	－	－	－
神奈川県		53.0 歳	251 人	300,224 円	366,417 円	346,491 円	－	－	－	－
国		51.2 歳	1,941 人	286,942 円	－	329,178 円	－	－	－	－
類似団体		52.2 歳	11 人	308,041 円	334,099 円	319,891 円	－	－	－	－

区 分		参 考 年収ベース（試算値）の比較		
		公務員（C）	民 間（D）	C／D
三 浦 市		－	－	－
	清掃作業員	5,471,016 円	4,266,500 円	1.28
	学校給食ﾎﾞｲﾗｰ	－	－	－
	自動車運転手	－	3,048,500 円	－
	その他	4,697,710 円	－	－

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成31年～令和3年の3か年平均）
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全には一致していません。
※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
※本市に「自動車運転手」として1名が在職していますが、個人情報保護の観点から「その他」の区分に含めています。
※三浦市における区分「その他」は、上記職種以外に道路補修や庁舎営繕の業務にあたっている者です。

（注）1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在の各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額として記載している額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じ方法で再計算したものです。

（2） 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		三 浦 市	神奈川県	国	
一般行政職	大 学 卒	189,700 円	191,700 円	総合職	189,700 円
				一般職	185,200 円
	短 大 卒	175,300 円	172,600 円	－	
	高 校 卒	164,100 円	158,900 円	154,600 円	
医 師 職	大 学 卒	309,300 円	－	253,600 円	
医療技術職	大 学 6 卒	231,200 円	－	213,600 円	
	大 学 卒	210,400 円	－	191,500 円	
	短 大 卒	187,700 円	－	170,500 円	
看護保健職	看 護 師	229,700 円	－	204,900 円	
	准看護師	195,500 円	－	169,900 円	
	保 健 師	205,400 円	－	－	
技能労務職 （18歳採用）		155,200 円	164,000 円	151,900 円	

（3） 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	258,940 円	346,829 円	361,367 円	394,638 円
	高 校 卒	－	－	－	－
技能労務職		－	－	－	－

（注）1　経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。
　　2　対象となる職員が少数である場合には、個人情報保護のため記載していません。

3　一般行政職の級別職員数等の状況

（1） 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	部長	13 人	5.2%	362,900 円	444,900 円
5級	課長	38 人	15.3%	319,200 円	410,200 円
4級	グループリーダー 主査	57 人	23.0%	266,000 円	381,000 円
3級	主任	83 人	33.4%	198,500 円	350,000 円
2級	主事	36 人	14.5%	169,800 円	339,100 円
1級	主事補	21 人	8.5%	141,100 円	290,900 円

（注）1　給与条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。
　　2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

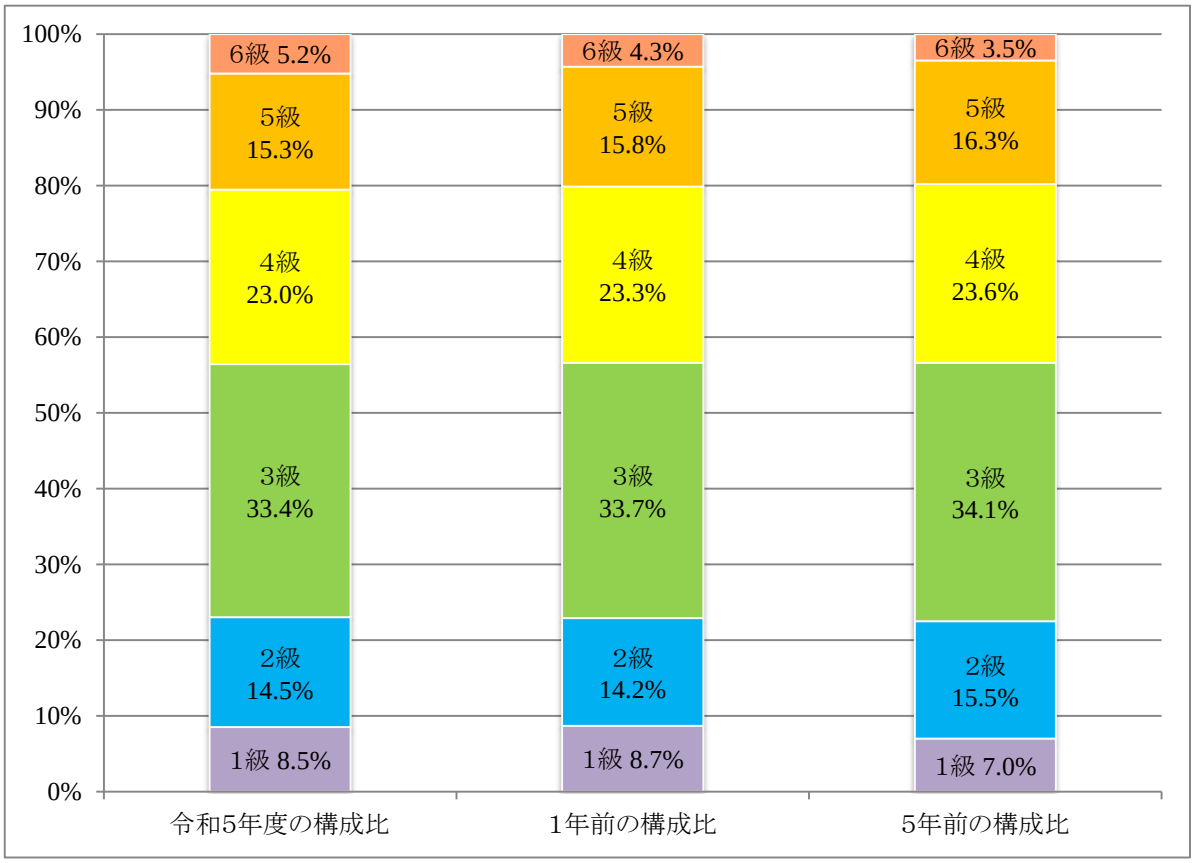

（2） 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）

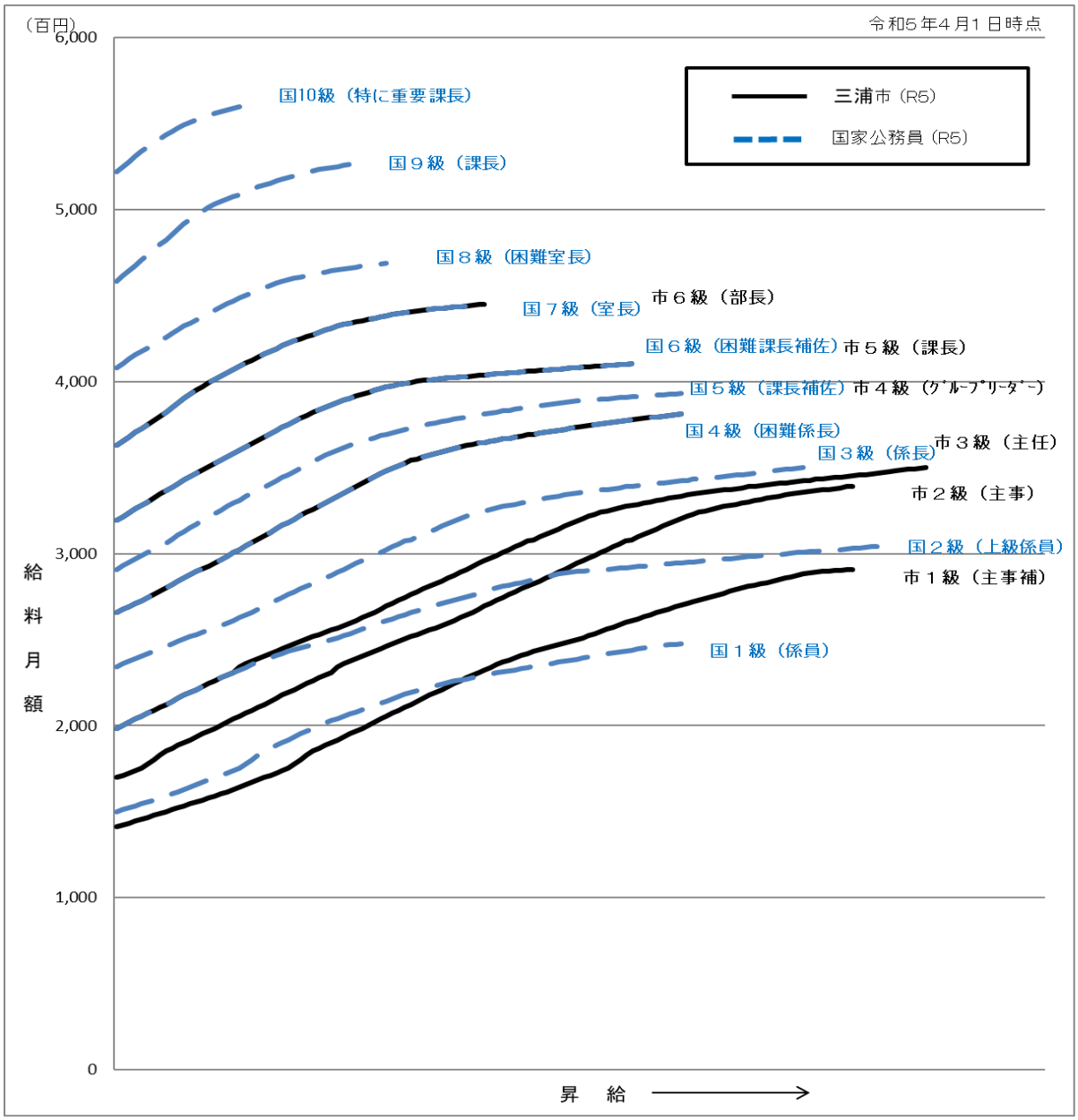

(3) 昇給への勤務成績の反映状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日までにおける運用	三浦市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三浦市		神奈川県		国	
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,573 千円		1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,708 千円		－	
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.400 月分	2.000 月分	2.400 月分	2.000 月分	2.400 月分	2.000 月分
(1.350)月分	(0.950)月分	(1.350)月分	(0.950)月分	(1.350)月分	(0.950)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	2～9%	・役職加算	5～20%	・役職加算	5～20%
・管理職加算	なし	・管理職加算	10～20%	・管理職加算	10～25%

(注)1 ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

令和4年度中における運用	三浦市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○		○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用		○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

三浦市			国		
区 分	自己都合	勧奨・定年	区 分	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分
1人当たり平均支給額	4,077 千円	18,820 千円	1人当たり平均支給額	－	
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		

（3） 地域手当（令和5年4月1日現在）

支 給 実 績（令和4年度決算）				166,142 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）				342,561 円
支給対象地域		支給率	支給対象職員数	国 の 制 度 （支 給 率 等）
全地域	医 師	% 16	人 18	16 %
	看護職	12	77	6 % 下記官署以外 10 % 総務省 関東総合通信局 電波監理部（初声町高円坊1691）
	その他	6	390	6 % 下記官署以外 10 % 総務省 関東総合通信局 電波監理部（初声町高円坊1691）

（4） 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）			97,796 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			1,137,168 円
〃 （市立病院を除く）			0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）			17.73%
手当の種類（手当数）			9
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	市立病院 医療職職員	感染症の患者の救護	・1回 200円 ・新型コロナウイルス感染症の場合 日額3,000円 （かつ長時間にわたり接する場合等 日額4,000円）
医務手当	市立病院 医師	医師の業務	月額 70,000円以内
医師診療手当	市立病院 医師	医師の診療業務	総額において,入院管理料を除く入院基本料金、薬価、医療材料費及び経費を除く診療収入の100分の20に相当する額以内
分娩介助手当	市立病院 助産師	分娩介助業務	1件 450円
夜間看護手当	市立病院 看護師	深夜看護業務	1回 6,100円以内
死体処理手当	市立病院 看護師	死体処理作業	1件 200円
放射線取扱手当	市立病院 放射線技師	透視撮影及び治療	日額 100円
緊急業務等手当	市立病院 医療職職員	緊急呼出による業務	1回 2,000円以内 緊急業務従事については、1日につき2回分を支給額限度とする。
貢献手当	市立病院 医療技術職職員及び看護師	病院事業運営に対し顕著な貢献があった場合	月額支給 （年間総額500万円を超えない額とする）

（5） 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	198,685 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	479 千円
支給実績（令和3年度決算）	210,043 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	511 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、同じ年度の3月31日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

（6）その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価			国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（4年度決算）	支給職員1人当たりの平均支給年額（4年度決算）
扶養手当	扶養親族	配偶者	6,500 円	同じ	―	47,897 千円	245,628 円
		子	10,000 円				
		父母等	6,500 円				
		満16歳から満22歳の子の加算	5,000 円				
住居手当	賃貸住宅居住者		家賃相当額（上限28,000円）	異なる	国の制度 ①家賃額27,000円以下 家賃額－16,000円 ②家賃額27,000円超61,000円未満 （家賃額－27,000円）×1/2＋11,000円 ③家賃額61,000円以上 28,000円	28,840 千円	320,443 円
通勤手当	交通機関利用者		運賃相当額（上限55,000円）	同じ	―	69,033 千円	163,973 円
	交通用具利用者（片道2km以上）		2,000円～（距離に応じて支給）				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員対し、その職務の特殊性に基づき支給		99,600円～51,900円（行政職の場合）	異なる	俸給の特別調整額139,300円～46,300円（行政職俸給表（一）適用職員）	64,567 千円	838,538 円
宿日直手当	一般の宿日直		5,300 円	異なる	一般の宿日直4,400円	11,473 千円	717,063 円
	市立病院の宿日直（医師以外）		10,000 円				
	医師の宿日直		21,000 円	同じ	―		

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分		給料月額等	（参考）類似団体における最高／最低額	
給料	市長	890,000 円	985,000 円 ／	391,500 円
	副市長	739,000 円	790,000 円 ／	420,000 円
報酬	議長	545,000 円	545,000 円 ／	230,000 円
	副議長	474,000 円	475,000 円 ／	200,000 円
	議員	442,000 円	442,000 円 ／	180,000 円
期末手当	市長 副市長	令和5年度支給割合 4.250 月分	加算措置 役職加算 9%	
	議長 副議長 議員	令和5年度支給割合 4.250 月分	加算措置 役職加算 15%	
退職手当		（算定方式）	（1期の手当額）	（支給時期）
	市長	給料月額 × 在職月数 × 100分の40	17,088,000 円	任期毎
	副市長	給料月額 × 在職月数 × 100分の30	10,641,600 円	任期毎

（注）1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

６ 職員数の状況

（1）部門別職員数の状況と主な増減理由　　（各年4月1日現在）

部門		区分	職員数 令和5年	職員数 令和4年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	5	＋1	本会議等の運営補助等強化に伴う増
		総務	92	101	△ 9	休職中職員の復職に伴う減
		税務	17	17	0	
		民生	27	27	0	
		衛生	51	50	＋1	感染症対策担当部長の新設に伴う増
		労働	1	1	0	
		農林水産	12	12	0	
		商工	13	12	＋1	イベント業務強化に伴う増
		土木	41	39	＋2	緑地保全業務強化に伴う増
		計	260	264	△ 4	〈参考〉 人口1万人当たり職員数　62.96 人 （類似団体の人口1万人当たり職員数）　83.26 人
	教育	教育	25	28	△ 3	教育環境担当課長の撤廃に伴う減
		計	25	28	△ 3	〈参考〉 人口1万人当たり職員数　6.05 人
	小計		285	292	△ 7	〈参考〉 人口1万人当たり職員数　69.01 人 （類似団体の人口1万人当たり職員数）　106.85 人
公営企業会計		病院	141	136	＋5	診療業務強化に伴う増
		水道	14	15	△ 1	異動に伴う減
		下水道	7	9	△ 2	コンセッション開始に伴う減
		その他	27	27	0	
	小計		189	187	＋2	〈参考〉 人口1万人当たり職員数　45.77 人
合計			474 [551]	479 [551]	△ 5 0	〈参考〉 人口1万人当たり職員数　114.78 人

（注）1　本表は「地方公共団体定員管理調査」に基づく職員数を記載してあります。
　　2　最下段［　］内は、条例定数の合計です。

（2） 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）

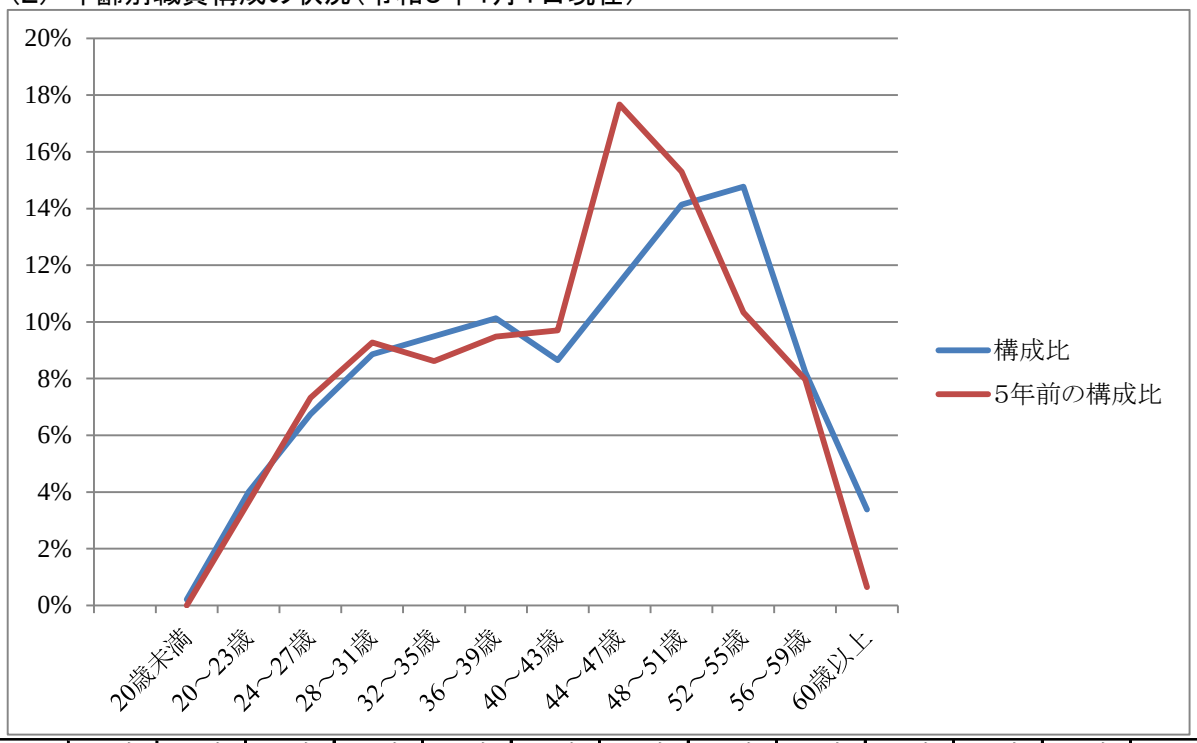

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 19	人 32	人 42	人 45	人 48	人 41	人 54	人 67	人 70	人 39	人 16	人 474

（3） 職員数の推移

部門別＼年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	過去5年間の増減数（率）
一般行政	253 人	248 人	257 人	258 人	264 人	260 人	7人（2.77%）
教育	27 人	28 人	27 人	28 人	28 人	25 人	△ 2人（△7.41%）
消防	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0人（0.00%）
普通会計計	280 人	276 人	284 人	286 人	292 人	285 人	5人（1.79%）
公営企業会計	184 人	186 人	190 人	187 人	187 人	189 人	5人（2.72%）
総合計	464 人	462 人	474 人	473 人	479 人	474 人	10人（2.16%）

（注）1　本表は「地方公共団体定員管理調査」に基づく職員数を記載してあります。

7 条例に定める公表事項1 【任免、競争試験・選考及び職員数関係】

(1) 採用者の状況

① 職種別・採用方法別職員数

採用方法は、試験による採用と選考による採用とがあります。

試験採用については、例えば、一般行政職の1次試験は能力及び適性試験を主な内容とし、2次試験以降は面接を主な内容としています。

選考採用については、例えば、医療職のうち医療技術職と看護師職は面接及び小論文、医師職は面接を主な内容としています。

(単位:人)

		令和4年度			令和3年度		
		試験採用	選考採用	計	試験採用	選考採用	計
行政職	計	12 人	3 人	15 人	20 人	3 人	23 人
	うち女性	6 人	0 人	6 人	15 人	1 人	16 人
医療職	計	0 人	16 人	16 人	0 人	11 人	11 人
	うち女性	0 人	12 人	12 人	0 人	8 人	8 人
技能労務職	計	0 人	0 人	0 人	8 人	0 人	8 人
	うち女性	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
計	計	12 人	19 人	31 人	28 人	14 人	42 人
	うち女性	6 人	12 人	18 人	15 人	9 人	24 人

(注)1 臨時・非常勤職員は含みません。
2 職種のうち、医療職は医師、医療技術、看護師等を表します。

② 採用試験の実施状況

(令和4年度実施試験)

職種	応募者数	受験者数	採用者数
行政職(事務)	126 人	104 人	13 人
行政職(土木技術)	3 人	2 人	0 人
行政職(電気技術)	1 人	1 人	0 人
行政職(建築技術)	1 人	0 人	0 人
行政職(保健師)	2 人	2 人	2 人

(令和3年度実施試験)

職種	応募者数	受験者数	採用者数
行政職(事務)	157 人	131 人	9 人
行政職(土木技術)	2 人	1 人	0 人
行政職(建築技術)	1 人	0 人	0 人
行政職(保健師)	4 人	4 人	3 人
技能労務職(土木作業)	13 人	12 人	4 人
技能労務職(庁舎営繕)	24 人	21 人	4 人

(2) 等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和5年4月1日現在)

行政職給料表

職務の級	標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事補の職務	26	8.0%	主事補	26	187	57.7%	担当者級
				計	26			
2級	主事の職務	51	15.7%	主事	51			
				計	51			
3級	主任の職務	110	34.0%	主任	110			
				計	110			
4級	グループリーダー又は主査の職務	72	22.2%	グループリーダー	54	72	22.2%	グループリーダー級
				主査	18			
				計	72			
5級	1 会計管理者、課長、統括課長又は出張所長の職務 2 委員会等の事務局の長の職務 3 担当課長又は主幹の職務 その他これに相当する職務	49	15.1%	会計管理者	1	49	15.1%	課長級
				課長	32			
				統括課長	2			
				所長	4			
				局長	3			
				担当課長	4			
				主幹	3			
				計	49			
6級	1 理事、室長、部長又は福祉事務所長の職務 2 議会事務局の長の職務 3 担当部長又は参与の職務 その他これに相当する職務	16	4.9%	理事	1	16	4.9%	部長級
				室長	1			
				部長	7			
				局長	1			
				担当部長	4			
				事務局長	1			
				参与	1			
				計	16			
	合計	324	100.0%					

(注)端数処理の都合上、構成比の合計が100.0%と一致しない場合があります。以下、医療職給料表(3)の表までにおいて同じです。

技能労務職給料表

職務の級	標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 技能職員の職務 2 労務職員の職務	7	22.6%	技能職員	7	31	100.0%	担当者級
				計	7			
2級	1 相当の技能又は経験を必要とする業務に従事する技能職員の職務 2 相当の経験を必要とする業務に従事する労務職員の職務	1	3.2%	労務職員	1			
				計	1			
3級	1 高度の技能又は経験を必要とする業務に従事する技能職員の職務 2 高度の経験を必要とする業務に従事する労務職員の職務	17	54.8%	技能職員	15			
				労務職員	2			
				計	17			
4級	技能主任又は労務主任の職務	6	19.4%	技能主任	6			
				計	6			
	合計	31	100.0%					

医療職給料表(1)

職務の級	標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師の職務	4	22.2%	医師	4	13	72.2%	担当者級
				計	4			
2級	1　医長又は担当医長の職務 2　相当の知識と経験を必要とする医師の職務	9	50.0%	医長 担当医長	3 6			
				計	9			
3級	1　副院長、診療部長、診療支援部長、室長又は科部長の職務 2　相当の知識と経験を必要とする医長の職務	5	27.8%	診療部長 室長 科部長	1 1 3	5	27.8%	主査級～部長級
				計	5			
	合計	18	100.0%					

医療職給料表(2)

職務の級	標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、視能訓練士、管理栄養士又は栄養士(以下「診療放射線技師等」という。)の職務	7	19.4%	理学療法士 作業療法士 管理栄養士 臨床検査技師	4 1 1 1	26	72.2%	担当者級
				計	7			
2級	1　薬剤師の職務 2　相当の知識と経験を必要とする診療放射線技師等の職務	6	16.7%	理学療法士 作業療法士	4 2			
				計	6			
3級	1　主任薬剤師、主任技師又は主任栄養士の職務 2　相当の知識と経験を必要とする薬剤師の職務 3　高度の知識と経験を必要とする診療放射線技師等の職務	18	50.0%	薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 主任技師 主任栄養士	4 2 1 5 1 4 1	5	13.9%	主査級
				計	18			
4級	科長、技師長、室長又は主幹の職務	4	11.1%	科長 技師長 主幹	1 2 1	4	11.1%	課長級
				計	4			
5級	診療支援部長の職務	1	2.8%	診療支援部長	1	1	2.8%	部長級
				計	1			
	合計	36	100.0%					

医療職給料表(3)

職務の級	標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師の職務	0	0.0%			69	89.6%	担当者級
				計	0			
2級	助産師又は看護師の職務	59	76.6%	看護師	59			
				計	59			
3級	主任助産師又は主任看護師の職務	10	13.0%	主任看護師	10			
				計	10			
4級	看護師長又は担当看護師長の職務	5	6.5%	看護師長	4	5	6.5%	主査級
				担当看護師長	1			
				計	5			
5級	科長又は主幹の職務	2	2.6%	科長	1	2	2.6%	課長級
				主幹	1			
				計	2			
6級	看護部長の職務	1	1.3%	看護部長	1	1	1.3%	部長級
				計	1			
	合計	77	100.0%					

（3） 昇任制度の概要

主任までの昇任は勤続年数による昇任基準により、グループリーダー・主査の職以上については選考により昇任をしています。

（4） 降任制度の概要

降任とは、下位の職を命ずることであり、本人の意に反して行なわれる分限処分（「9　条例に定める公表事項3 【職員の分限処分及び懲戒処分関係】」参照）としての降任と、本人の希望に基づく希望降任があります。本市においては平成20年4月1日から希望降任の制度を運用しており、降任を希望し申し出た職員は、申出にかかる事由や公務運営への影響等を検討した上で申出事由が正当なものと承認されれば、下位の職への降任を命じられることとなります。

（5） 退職者の状況

退職には次の事由による区別があり、各事由別の退職者数は下記のとおりです。

定年退職　　：定年（60歳、医師は65歳）に達した後の年度末に退職する場合
勧奨退職　　：人事管理上の理由により、市が行う退職の勧奨に応じ退職する場合
自己都合退職　：本人の都合により退職する場合
その他　　：死亡による退職等

（令和4年度）

	定　年	勧　奨	自己都合	その他	合　計
行　政　職	7　(5)	3　(2)	13　(10)	0　(0)	23　(17)
うち管理職	5　(2)	1　(1)	2　(2)	0　(0)	8　(5)
医　療　職	3　(2)	0　(0)	7　(12)	0　(0)	10　(14)
うち管理職	1　(1)	0　(0)	1　(0)	0　(0)	2　(1)
技能労務職	1　(2)	0　(0)	1　(1)	0　(0)	2　(3)
うち管理職	0　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(0)	0　(0)
合　　計	11　(9)	3　(2)	21　(23)	0　(0)	35　(34)
うち管理職	6　(3)	1　(1)	3　(2)	0　(0)	10　(6)

（注）1　（　）内は、令和3年度中の退職者数です。

（6） 再任用の状況

定年退職者等を再雇用する制度があり、再任用職員には、定年前の職員と同様に勤務する常時勤務職員と、週38時間45分未満の短時間勤務職員があります。
再任用状況は下記のとおりです。

（令和4年度）

	常時勤務	短時間勤務	計
行　政　職	6　(5)	5　(5)	11　(10)
医　療　職	1　(0)	1　(0)	2　(0)
消　防　職	0　(0)	0　(0)	0　(0)
技能労務職	2　(0)	4　(6)	6　(6)
合　　計	9　(5)	10　(11)	19　(16)

（注）（　）内は、令和3年度中の再任用者数です。

（7） 身体障害者及び知的障害者の任用状況

法定雇用率　2.60%	令和５年度　3.83%	令和４年度　3.54%

8 条例に定める公表事項2【勤務時間その他の勤務条件関係】

（1） 職員の勤務時間及び休憩時間（令和5年4月1日現在）

職員の勤務時間は、8時30分から17時15分までのうち、1日7時間45分　週38時間45分です。
また、12時00分から13時00分までの1時間は休憩時間です。

（2） 職員の年次有給休暇の概要と取得状況

三浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づき、1年に20日の有給休暇が付与されます。

平　均　取　得　日　数				
令和4年	令和3年	令和2年	平成31年・令和元年	平成30年
8.4 日	9.4 日	7.1 日	8.0 日	8.5 日

（3） 介護休暇の概要と取得状況

職員が、介護の必要な配偶者等の介護を行うための休暇で、通算して6月の期間内で必要と認められる場合に取得でき、取得単位は1時間からとなっています。

介護休暇取得者数				
令和4年	令和3年	令和2年	平成31年・令和元年	平成30年
1 人	0 人	1 人	0 人	1 人

（4） 職員の育児休業等の概要と取得状況

育児休業等に関する制度には、3歳に満たない子を養育するため休業することができる育児休業制度と、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、2時間を超えない範囲内で勤務時間の一部について勤務しないことができる部分休業制度、1週間当たりの勤務時間を短縮する育児短時間勤務制度があります。

休業区分	取得者数				
	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
育児休業	15人(11人)	8人(4人)	10人(8人)	10人(10人)	10人(10人)
部分休業	11人(11人)	5人(5人)	0人(0人)	1人(1人)	1人(1人)
育児短時間	1人(1人)	1人(1人)	0人(0人)	2人(2人)	0人(0人)

※(　)内は、取得者のうち女性職員の人数を表しています。

9 条例に定める公表事項3【職員の分限処分及び懲戒処分関係】

職員は、その身分を保障されていますが、一定の事由により分限処分や懲戒処分がなされ、職を失ったり、降任されたり、給料を減額されることがあります。
分限処分とは、公務能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは、公務への信用を失墜させるなど公務員としてふさわしくない行為があった場合に秩序維持のために行う処分です。

職員の分限処分及び懲戒処分の状況（令和4年度）

（1） 分限処分者

（単位:人）

処分事由	免職	降任	休職	降給	合計
勤務実績の不良	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
心身故障（私傷病）	0 (0)	0 (0)	7 (9)	0 (0)	7 (9)
職務適格性欠如	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
職制・定数の改廃、予算減少による過員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
刑事事件に関し起訴された場合	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合　計	0 (0)	0 (0)	7 (9)	0 (0)	7 (9)

※(　)内は、令和3年度の状況です。

（2） 懲戒処分者　　（単位:人）

処 分 事 由	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
給与等不正領得	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
採用時虚偽行為	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
職務命令違反	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
信用失墜行為	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
守秘義務違反	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
職務専念義務違反	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
政治的行為違反	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
争議行為	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
営利企業等従事 制限違反	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
欠勤･遅刻･早退･ 勤務態度不良等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
公職選挙法違反	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
傷害･暴行等刑法違反	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
金銭･異性関係非行	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
収　　賄	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
横　　領	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
道路交通法違反	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
管理監督者責任	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
ハラスメント	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)
合　　計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)

※( )内は、令和3年度の状況です。

10 条例に定める公表事項4 【職員の服務関係】

（1） 服務に関する基本原則の概要

基 本 原 則	概　　要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはなりません。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することが制限され、許可を受けなければ従事することができません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等を禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならず、退職した後も同様です。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

（2） 職務専念義務免除制度の概要と免除の状況

職務専念義務は、一定の事由がある場合に限り免除されます。

三浦市では、三浦市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例により、「職員は次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。」としています。

① 研修を受ける場合
② 厚生に関する計画の実施に参加する場合
③ 前2号に規定する場合を除く外市長が定める場合

また、上記「③」の内容について、三浦市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第3号の市長が定める場合に関する要領において下記のように定めています。

① 職員が、市行政と密接な関係を有し、市が指導育成等を行うことを必要とする団体の事務又は事業に従事する場合
② 職員が、その職務に関連のある国若しくは他の地方公共団体の附属機関又はこれに類する機関の委員、幹事、書記等の非常勤の職を兼ね、その職に関する事務に従事する場合
③ 職員が、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第46条の規定により勤務条件に関する措置を要求し、若しくは同法第49条の2第1項の規定により不利益処分について不服申立てをする場合又はこれらの審査に当事者として出席する場合
④ 職員が、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第51条第1項及び第2項の規定により、公務災害補償の決定に対して審査請求若しくは再審査請求をする場合又はこれらの審査に当事者として出席する場合
⑤ 職員が、地方公務員法第55条第11項の規定により当局に不満を表明し、又は意見を申し出る場合
⑥ 職員が、その職務に関連のある講演会その他の会合に出席する場合
⑦ 職員が、その職務の遂行上必要な資格試験を受験する場合
⑧ その他特別の事由のある場合

承認された代表的な承認内容は次のとおりです。

三浦市区長会事務従事
三浦市社会福祉協議会事務従事

（3） 営利企業等従事許可制度の概要と許可の状況

職員は、許可を受ければ営利企業等に従事することができます。

ただし、その従事によって市職員としての職務遂行に支障のないこと、対象職員の職との間に特別の利害関係又はその虞がないことが前提となります。

許可された代表的な承認内容は次のとおりです。

消防団員
各種選挙における投票管理者

（4） 在籍専従休職制度の概要と許可の状況

職員は、許可を受ければ職員団体（組合）の業務にもっぱら従事することができます。
（これにより従事する場合は無給休職扱いとなります。）

現在、三浦市においては本制度による専従休職者はいません。

11 条例に定める公表事項5 【職員の研修及び勤務成績の評定関係】

（1）研修の基本的方針

市では、平成19年3月に「三浦市人財育成・活用基本プラン」を策定しました。これは、地方公務員法第39条第3項に基づく研修に係る基本的な方針に当たるものです。

職員研修は、このプランに沿って次に掲げる職員を育成することを目標として毎年度職員研修事業計画を定めて実施しています。

ア 公務員としての高い倫理観を持ち、市民から信頼される職員
イ 常に問題意識を持ち、社会変化に対応できる柔軟な思考能力を備えた創造力豊かな職員
ウ 豊かな教養と広い視野を持ち、行政課題に的確に対応できる先見性と実行力を身に付けた職員
エ 強い責任感と組織の一員としての協調性を持つ職員

（2） 研修の体系区分別実施状況(令和4年度実績）

① 庁内研修

ア ステップ研修

研修講座名	人数
新採用職員研修[前期]	12
新採用職員研修[後期]	11
主事昇任研修	14
主任昇任研修	5
ステップ研修合計	42

イ テーマ別研修

研修講座名	人数
新採用職員指導担当者研修	24
議会対応研修	2
財務研修（予算・財務管理）	5
議会委員会答弁スキルアップ研修	11
マイナンバー制度に係るeラーニング研修	170
風水害時の避難所資機材取扱研修	33
地方自治法・地方公務員法概論	24
人材育成能力向上研修（人事考課）	67
安全運転研修	21
メンタルヘルス研修	29
ハラスメント防止研修	60
債権回収対策研修会	4
男女共同参画（市職員向け基礎）研修	522
男女共同参画（市職員向けリーダー）研修	13
男女共同（政策立案）研修	35
情報セキュリティ研修（主任職員向け）	95
ゲートキーパー養成研修	14
ストレスチェック結果分析研修（部長級）	9
障害者差別解消法研修	20
個人情報保護・情報セキュリティ研修	485
子育て応援制度研修	11
文書・契約・会計実務研修	26
災害対策本部図上訓練（事前訓練）	55
災害対策本部図上訓練	91
人権啓発研修会	16
普通救命講習会	42
政策形成能力養成研修	2
テーマ別研修合計	1,886

② 派遣研修

ア 公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村研修センター主催研修講座への派遣研修

研修講座名	人数
コーチング	6
クレーム対応（リーダー・監督者職）	2
マネジメント	1
法制執務（基礎）	3
用地担当職員	1
公営企業会計	1
住民対応（接遇）	5
企画力開発	1
災害に関する危機管理（基礎）	1
メンタルヘルス（リーダー・監督者級）	7
公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村研修センター主催研修講座合計	28

イ その他専門的研修機関等主催研修講座への派遣研修

研修講座名	人数
公共工事の監督・検査・工事成績評定等について	2
公共土木工事積算システム演習（初級）	1
アスファルトコンクリート舗装	2
防火管理資格講習	1
市町村職員中央研修所研修	3
給与実務研修会（諸手当関係）	1
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	2
産業医研修会	1
車両系建築機械運転技能講習	1
地方財務会計講習会（インターネット配信）	6
その他専門的研修機関等主催研修講座への派遣研修合計	20

ウ 職場研修支援

内　容	人数
新採用職員指導員（フレッシュマントレーナー）制度	24
新採用職員研修日誌制度	12
職場研修支援合計	36

（3） 職員の勤務成績の評定制度の概要

三浦市では、人財の育成・活用のためには、職員の「いまの状態」を知ることが不可欠であり、そのために個々の職員に対する「評価」を行う制度として、平成16年度から人事考課制度を試行しています。

平成18年10月からは、試行対象を行政職全員に拡大し、目標による管理手法を踏まえた業績考課も試行しました。（本市の人事考課制度は、「能力考課」「態度考課」と「業績考課」で構成しています。）

平成19年度からは、行政職職員のうち管理職（部長級及び課長級）である職員について本格実施とし、勤勉手当の成績率に反映しています。

平成26年度からは、上司と部下双方のコミュニケーションを高め合い、これまでの上司から部下への一方向からの評価だけでなく、双方による多面的な評価を実施し、マネジメント能力を向上させることを目的とした「マネジメントサポート制度」を導入しています。

令和4年度からは、技能労務職も試行対象としました。

12 条例に定める公表事項6 【職員の福祉関係】

（1） 共済組合の概要

三浦市の常勤職員は、神奈川県市町村職員共済組合に加入します。

神奈川県市町村職員共済組合は大きく分けて、短期給付事業、長期給付事業、福祉事業の3つの事業を行なっています。

これら事業に必要な費用は、「組合員の掛金」と「地方公共団体の負担金」によって賄われています。

① 短期給付事業

組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業・災害に対して、必要な給付を行います。

法定給付	保健給付	病気、負傷などの場合に支払われる給付
	休業給付	育児休業などの場合に支払われる給付
	災害給付	災害などの場合に支払われる給付
法定外給付	附加給付	法定給付以外の給付

② 長期給付事業

組合員の退職・障害・死亡に対して年金・一時金の給付を行います。

公務員の公的年金には、基礎年金（国民年金に相当）と厚生年金があります。

ア 厚生年金

老齢厚生年金	職員（共済組合員）期間等10年以上の者が退職した場合で、65歳に達したとき等に支給（支給開始年齢の特例あり）
障害厚生年金	法定の障害等級に該当する状態にある場合に障害の程度に応じて支給
障害手当金	軽度の障害の症状が固定したときに支給
遺族厚生年金	組合員が死亡したときに支給

（注） 要件等は省略しています。

イ 基礎年金

老齢基礎年金	職員（共済組合員）期間等10年以上の者が退職した場合で、65歳に達したとき等に支給（支給開始年齢の特例あり）
障害基礎年金	法定の障害等級に該当する状態にある場合に障害の程度に応じて支給
遺族基礎年金	18歳未満の子を有している組合員が死亡した場合に支給

（注） 要件等は省略しています。

③ 福祉事業

福祉事業として、職員（組合員）の健康保持・疾病予防事業などの保健・保養及び教養に資する事業、保養所の経営などの宿泊事業、住宅貸付などの貸付事業、貯金事業、物資の斡旋事業などを行っています。

保健事業	人間ドック等の補助、電話健康相談、宿泊施設、保養所利用助成、厚生施設（遊園地・プール等）利用助成など
宿泊事業	保養所「湯河原温泉ちとせ」の利用
貯金事業	給与天引きにより積立（年率1.52%　令和4年4月1日現在）
貸付事業	普通貸付、特別貸付（医療・入学・修学・結婚・葬祭）、住宅貸付、災害貸付、在宅介護対応住宅貸付、高額医療貸付、出産貸付
物資事業	自動車・オートバイの代金の立替え払い後、割賦により職員から返済を受ける
財形住宅貸付事業	住宅の新築・購入・増改築等に必要な資金の貸付

（2） 公務災害補償の概要と実施状況

公務中に発生した災害（負傷・疾病・障害・死亡）については、地方公務員災害補償基金から一定の補償がなされます。

公務災害の種類	件数区分	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
		傷　病	死　亡	傷　病	死　亡	傷　病	死　亡
通勤災害	新規認定件数	1 件	0 件	1 件	0 件	2 件	0 件
	補償件数	0 件	0 件	2 件	0 件	1 件	0 件
公務上の災害	新規認定件数	11 件	0 件	9 件	0 件	13 件	0 件
	補償件数	10 件	0 件	7 件	0 件	10 件	0 件

（3） 職員の健康診断等の概要

労働安全衛生法の規定により、年1回の職員健康診断を実施し、職員の健康管理に配慮しています。

（4） メンタルヘルスへの対応状況

職員を対象として、メンタルヘルス関連の研修会を行っています。また、庁内LAN等を利用し、メンタルヘルス関連の情報提供を行っています。

（5） ハラスメントへの対応状況

セクシャルハラスメントにのみ対応していた従前の指針を、平成29年1月より「マタハラ」や「パワハラ」にも対応できるよう改定し、ハラスメント全般に対応する窓口を開設しています。

（6） その他職員福利厚生のための独自の制度の概要

地方公共団体は、法律に基づき、職員の保健、元気回復等の厚生制度を企画し実施することとされています。このいわゆる福利厚生事業には三浦市職員厚生会への委託を通じて行うものと、三浦市が直接実施するものがあります。

三浦市職員厚生会は、職員の厚生の充実を図り福祉を増進することを目的として設置された組織で、三浦市職員（令和5年度会員数470人）で構成され、三浦市からの委託料と会員からの会費により運営されています。

主な事業のうち、三浦市が委託する事業として文化活動事業・体育活動事業・厚生活動事業があり、会費により運営する厚生会独自の事業として互助給付事業・貸付事業があります。

① 三浦市職員厚生会予算の状況

（単位:千円）

	令和5年度予算	令和4年度予算	令和3年度予算
一般会計	7,676	7,827	8,072
特別会計	11,652	12,930	13,897
委託料	0	241	237

② 厚生会を通じて実施した事業

令和4年度に三浦市職員厚生会を通じて実施した事業は次のとおりです。
（厚生会が職員からの会費のみで実施した事業は除きます。）

事業概要・給付単価（円）	補助額（円）
人間ドック等助成金	1,826,000 (1,826,000)
文化活動事業（チケット斡旋・補助等）	152,330 (797,325)
体育活動事業（スポーツ保険等）	0 (0)

（注）（　　）内は職員の会費も含めた事業額です。

13 条例に定める公表事項7 【公平委員会の業務関係】

（1） 苦情処理制度の概要

職員は、任用・給与・勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理の全般に関する苦情の申出及び相談を公平委員会等にすることができます。

（2） 勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況

職員は、給与等勤務条件に関して当局が適当な措置を講じるよう公平委員会に要求することができます。

令和4年度当初係属件数	新規申立件数	処理件数					令和4年度末係属件数
		申立容認	棄却	却下	取下げ	計	
0	0	0	0	0	0	0	0

（3） 不利益処分に関する審査請求制度の概要と状況

職員は、懲戒その他の意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に審査請求をすることができます。

令和4年度当初係属件数	新規申立件数	処理件数					令和4年度末係属件数
		処分取消	処分容認	却下	取下げ	計	
0	0	0	0	0	0	0	0